

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2018



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

CONTENTS

ごあいさつ	1
プロフィール	2
役員	3
組織・事務分掌	4
コンプライアンス態勢	5
信用補完制度について	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ	11
信用保証の内容	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧	14
中期事業計画(平成30年度～平成32年度)	16
平成30年度経営計画	17
平成29年度の主な取り組み	
中小企業者の課題解決に向けた保証制度の利用促進への取り組み	18
研修会・セミナーによるスキルアップの取り組み	19
経営支援・創業支援・事業再生支援等への取り組み	20
ビジネスマッチング支援への取り組み	22
信用保証協会の認知度向上に向けた取り組み	22
社会貢献活動への取り組み	23
平成29年度事業報告	
事業概況	24
基本財産	27
貸借対照表	28
収支計算書	30
統計	
信用保証業務の推移	32
金融機関別保証状況	34
業種別保証状況	35
制度別保証状況	36
営業店舗のご案内	37

会章 (マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字yshを鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

コミュニケーションネーム

YAMAGATA GUARANTEE
ヤマガタ ギャランティ

ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

浪漫山形百景

表紙イラスト「銀山温泉」

裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 佐藤 嘉高

皆様方には平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山形県信用保証協会を多くの皆様にご利用いただくために「わかりやすく・読みやすく」を心がけて、平成30年度のディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務全般につきまして、ご理解とご認識を深めていただく一助となれば幸いです。

さて、本県経済は、全体としては緩やかな拡大が続いておりますが、業種・地域間の格差、人手不足の深刻化や経営者の高齢化等先行きを見通しづらい状況が続いております。

こうした中、平成29年度に当協会をご利用いただいた信用保証の状況は、全国的な傾向と同様に、額件数ともに前年度を下回りましたが、政策保証や新たに創設した短期継続型保証「たんけい」、発展支援長期保証「はってん」を中心とした資金繰り支援を積極的に行った結果、東北の協会において6年連続で最多の実績となりました。

また、信用保証協会法等の改正により今年度から信用保証協会の業務に中小企業者に対する経営支援が追加され、業務の運営にあたっては金融機関と連携することが規定されました。

当協会といたしましては、これまで同様利用者のライフステージなどにあわせた、資金繰り支援等に積極的かつきめ細やかに対応していくこととしており、金融機関をはじめとする関係機関との対話と連携をさらに強め、中小企業者の経営改善を促すとともに、地方創生に貢献してまいりたいと考えております。

今後も、経営の透明性を堅持し、企業のちかくで、事業のちからになれるよう役職員一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年 9月

プロフィール (平成30年7月1日現在)

認可	昭和24年8月24日				
創立	昭和24年9月13日				
業務開始	昭和24年9月22日				
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人				
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。				
基本財産	234億6,810万円 内訳 基金 108億4,073万円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">出捐金</td> <td style="padding-left: 10px;">72億9,795万円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">金融機関負担金</td> <td style="padding-left: 10px;">35億4,278万円</td> </tr> </table> 基金準備金 126億2,737万円	出捐金	72億9,795万円	金融機関負担金	35億4,278万円
出捐金	72億9,795万円				
金融機関負担金	35億4,278万円				
保証債務の最高限度	1兆2,508億4,968万円 (基本財産の53.3倍)				
保証債務残高	件数 34,641件 金額 3,066億1,831万円 (平成30年3月末現在)				
保証利用企業者数	14,327企業 (県内対象事業者数 40,874企業) 【利用率 35.1%】				
役員	理事長 1名 常務理事 2名 非常勤理事15名 常勤監事 1名 非常勤監事 2名 (詳細は次頁のとおり)				
職員	103名 (男性61名、女性25名、派遣職員17名)				

● 基本理念

**わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、
地域を支える中小企業者の
信用力の創造と経営力の向上のために、
ともに考え、ともに歩んでまいります。**

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、上記のとおり「基本理念」を定めました。

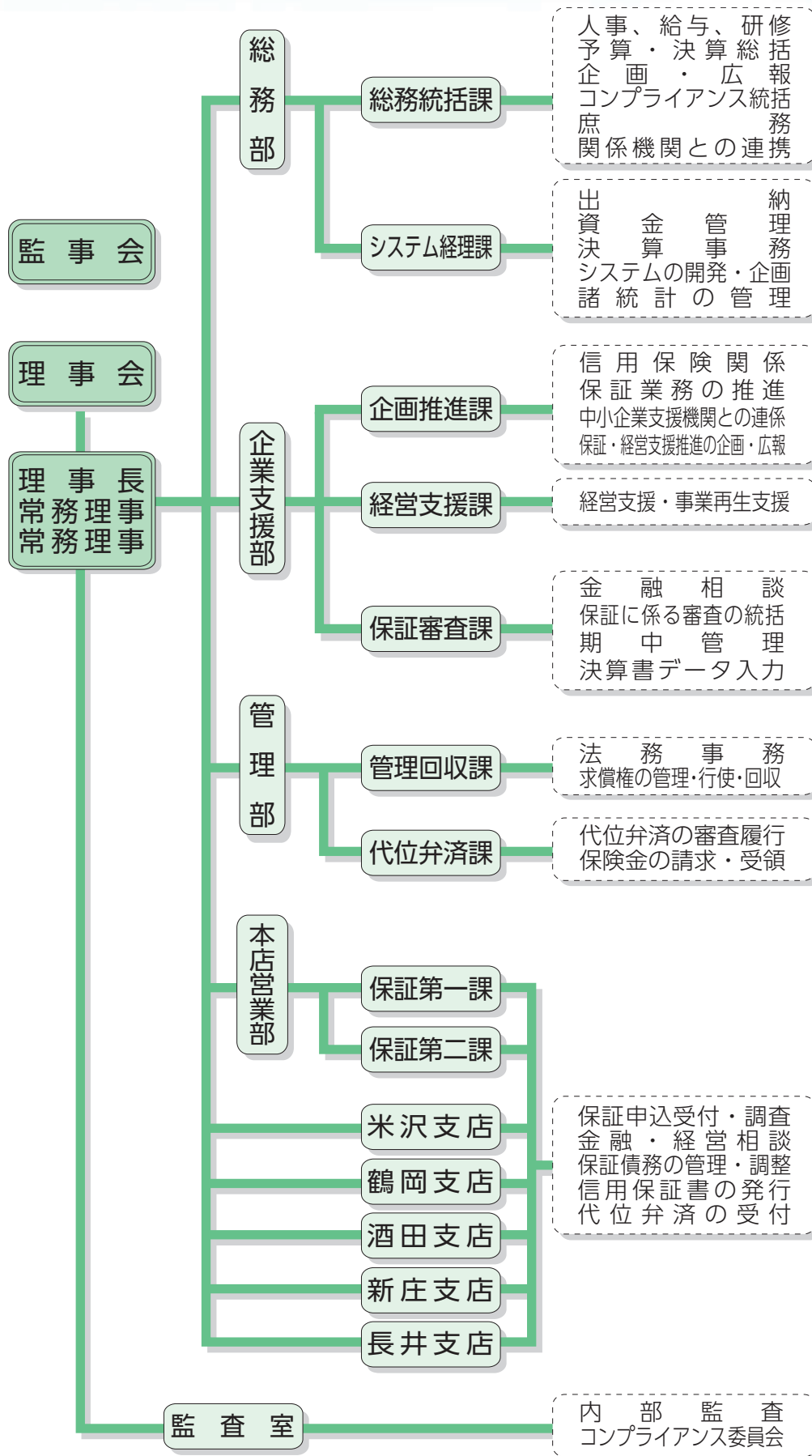
役員

(平成30年7月1日現在)

就任年月日

理事長	佐藤 嘉高	平成30年 4月 1日 (平成30年3月20日理事就任)	常勤	
常務理事	大通 薫	平成30年 4月 1日	//	
常務理事	大沼 善広	平成29年 4月 1日 (平成27年 4月 1日理事就任)	//	
理事	平山 雅之	平成29年 7月15日	非常勤	山形県商工労働部長
//	柴田 正人	平成30年 3月16日	//	山形県議会議員
//	高橋 啓介	平成27年 5月21日	//	山形県議会議員
//	土田 正剛	平成27年10月28日	//	山形県市長会会長
//	高橋 重美	平成29年 5月22日	//	山形県町村会会長
//	長谷川 吉茂	平成17年 6月28日	//	山形銀行頭取
//	上野 雅史	平成28年 6月20日	//	荘内銀行頭取
//	栗野 学	平成20年 4月 1日	//	きらやか銀行頭取
//	山本 益己	平成28年 7月15日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	佐藤 祐司	平成30年 6月 1日	//	山形県信用金庫協会会長
//	西塚 一彦	平成26年 7月23日	//	山形県信用組合協会会長
//	清野 伸昭	平成22年11月 1日	//	山形県商工会議所連合会 会長
//	安房 毅	平成30年 6月 7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木 覺	平成21年 5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	石澤 義久	平成29年 4月 1日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	荒井 隆広	平成29年 4月 1日	常勤	
監事	山川 孝	平成26年 7月23日	非常勤	弁護士
//	松田 義彦	平成30年 4月 1日	//	山形県会計管理者

組織・事務分掌



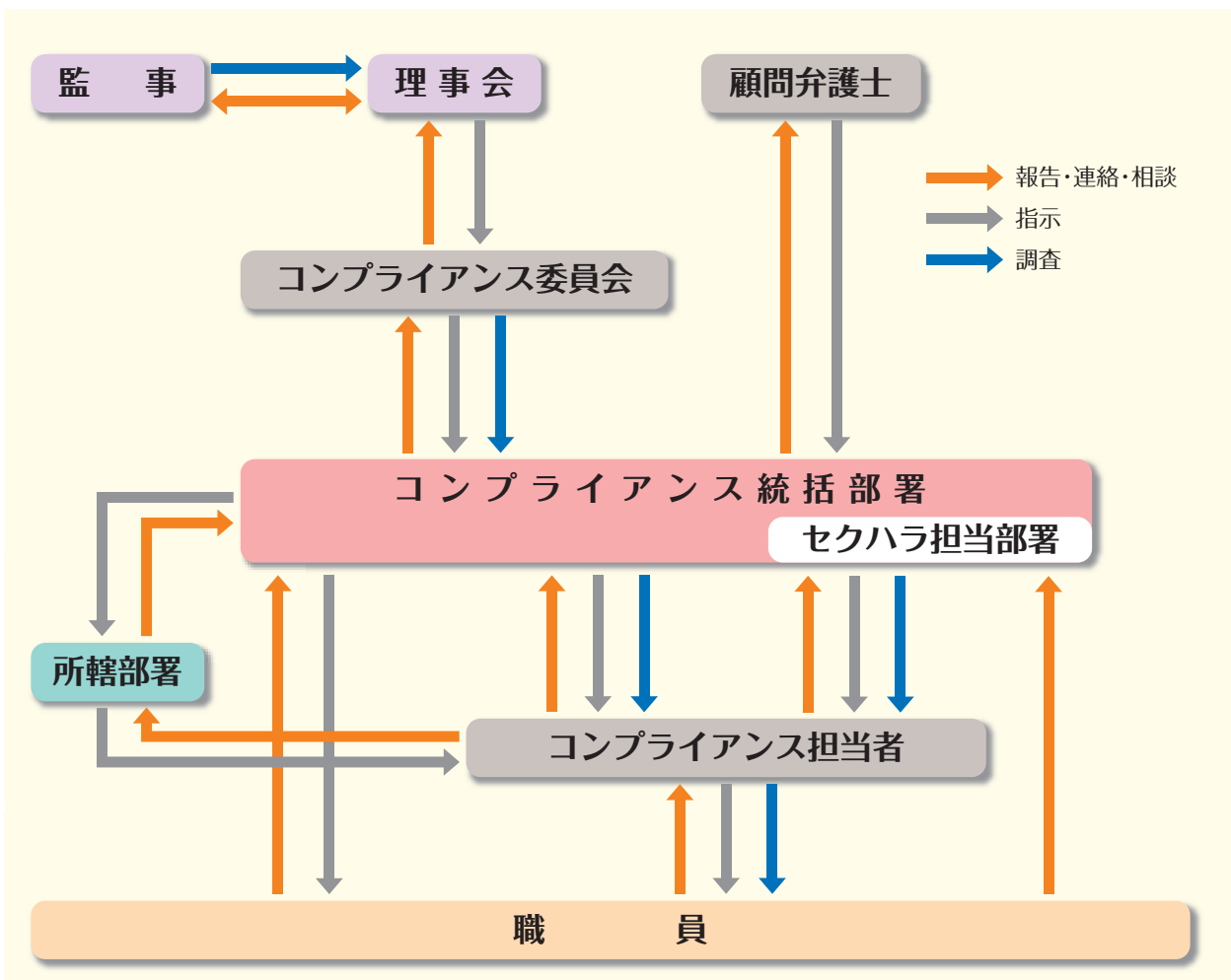
コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会の高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

● コンプライアンス組織体制図



● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参または郵送ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(最終頁に掲載)

● 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査及びデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料の返戻
 - ⑬求償権の行使
 - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑮その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

6. 個人情報の第三者提供について（法23条1項関係）

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書

7. 共同利用に関する事項（法23条5項3号関係）

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会
具体的な名称については当協会ホームページをご覧ください。
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

- (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称 山形県信用保証協会

- (2) すべての保有個人データの利用目的

1. をご参照ください。

- (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法32条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書（A）をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）及び依頼人確認のための書類（C）（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示等申請書

(B) 本人確認のための書類

（例）運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通

(C) 依頼人確認のための書類

- ・印鑑証明書（依頼人）

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

(B) 委任による代理人の場合

- ・当協会所定の代理人選任届 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額及びその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※ 手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※ 「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 苦情の受付窓口に関する事項（法27条1項4号、施行令8条、法35条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号023-647-2245

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

10. 備考

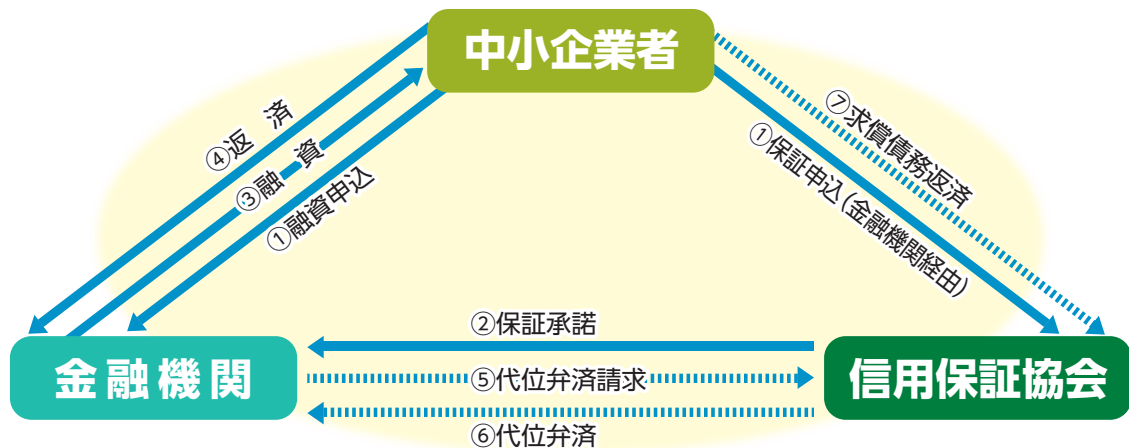
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

● 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。

保証申込受付

中小企業者が信用保証の申込をする場合、主流となっているのは金融機関を経由した申込です。これは、中小企業者が取引金融機関に融資を申込み、金融機関が審査した結果、協会の保証付で融資することになったときに当該金融機関を経由して保証申込をするものです。

信用保証委託申込書に必要事項を記入し、提出していただきます。

調査審査

申込を受けた保証協会は、経営者の人的信用、企業の将来性や発展性、資金の必要性、財務内容、返済能力等について調査を行います。この調査は、中小企業者の信用力を最大限に引き出すために行うもので、必要な場合は実地調査もいたします。

調査の結果に基づき、保証の諾否について速やかに審査を行います。

保証承諾、
保証書発行

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」が発行され、金融機関ではこれに基づいて融資が実行されます。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や保証協会を運営する上で、必要な費用等に充当するものです。

返済

融資を受けた中小企業者には、貸付の返済条件に従ってご返済いただきます。

この返済が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も、保証協会の役割です。当協会では、期中管理や顧客情報管理の効率化、省力化を図るためコンピュータを導入し、各金融機関や日本政策金融公庫とのオンライン化を促進しています。

経営支援・
事業再生支援

中小企業者の保証後の状況変化について把握と分析を行い、必要に応じて経営支援、事業再生支援を行います。

また、事業の再生を行おうとしている中小企業者に対しては、金融機関や中小企業再生支援協議会等との連携を図り、再生のために必要な取組みや融資に対する保証を行います。

返済が困難になった場合

代位弁済

倒産などの事由により、中小企業者が債務を返済できない事態（返済不能）が生じた場合、保証協会では返済不能になった元金及び一定範囲内の利息を金融機関に支払います。中小企業者に代わり、保証協会が返済することを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると金融機関に代わり、保証協会が債権者となります。

回収と納付

代位弁済後、保証協会は、日本政策金融公庫から代位弁済額に一定割合を乗じた保険金を受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。

中小企業者等の実情に応じて債権の回収を図り、その回収金について、受領した割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は保証協会の大事な業務となっています。

信用保証の内容

● 信用保証のご利用について

ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりますが、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

企業規模

会社の場合は、資本金・従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医療を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下

政 令 指 定 業 種	資 本 金	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業*	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不相当と認める業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

資金使途

中小企業者とその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。

したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は該当なりません。

保証限度

個人・法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証2億円)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。
※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

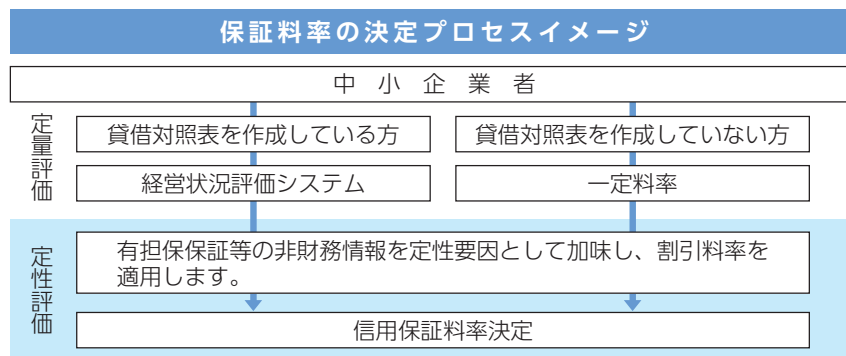
責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

信用保証料率体系

中小企業の経営状況に応じ、9段階の料率体系となります。
保証制度ごとの料率は次頁をご参照ください。



中小企業者の経営を加味した料率体系を構築することより資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者のさらなる発展を支援します。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
 - 2 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合で、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- ※「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日付け経営者保証に関するガイドライン研究会公表）において求められている要件が将来に亘り充足すると見込まれる場合は、取扱金融機関における経営者保証の対応や、財務状況等を踏まえて、連帯保証人に経営者保証を不要とする対応を行っております。

担保

担保は必要な場合があります。

● 主な保証制度一覧 (平成30年4月現在)

保証制度名〔略称〕		こんな時にご利用ください	責任共有
一般保証〔一般〕		通常の運転・設備の借入に	○
事業者カードローン根保証〔カードローン〕		カードで反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○
小規模事業者カードローン根保証〔ミニカードローン〕		カードで小口資金を反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○
当座貸越根保証〔当貸〕		大口資金を反復的な借入のための枠設定に	○
特定社債保証		社債を発行し、資金調達するときに	○
流動資産担保融資保証〔ABL〕		流動資産を担保として資金調達するときに	○
セーフティネット保証〔セーフティ〕		倒産被害、不況業種、金融機関が取引調整を行っているなどの影響を受けたときに	5、7、8号 ○
危機関連保証		大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに	
事業再生保証		法的な債権手続を行う方に	
事業再生円滑化関連保証		私的整理手続きにおけるつなぎ資金に	○
事業再生計画実施関連保証〔改善サポート〕		事業再生計画における計画実行における資金に	△
経営力強化保証		自ら事業計画を策定し、経営力強化に取り組む方に	△
借換保証		既存の保証付借入の借換、一本化に	△
	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っており、借換えによる金融の正常化を図りたい方に	○
小額融資保証	県特	小規模企業者のための小口の借入に	○
	特別小口〔特小〕	小規模企業者のための無担保・無保証人での小口の借入に	
小口零細企業保証〔小口零細〕		小規模企業者のための小口の借入に	
商工業振興資金保証		山形県商工業振興資金による貸付に	○
近代化資金保証	創業関連	新規開業または分社化により新会社を設立する方に	
	創業等関連	新規開業または分社化により新会社を設立する方に	
	特定経営承継関連	事業承継を受けた代表者個人の方に	○
	その他各種法律に基づく特別保証	各種法律による	△
季節資金保証〔中元・年末〕		中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○
根保証		反復して行われる手形貸付、手形割引、電子記録債権割引等の枠設定に	○
商業手形割引・電子記録債権割引保証		手形割引・電子記録債権割引の必要なときに	○
長期経営資金保証〔長経〕		大口資金を長期の借入で	○
各市町村制度保証		市町村の低利融資制度を利用した借入に	○
追認保証		保証に先立ち簡易、迅速な貸付を受けるときに	○
財務要件型無保証人保証		「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依らない事業資金に	○
事業承継サポート保証		持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたい方に	○
専門家派遣付長期設備保証〔プロサポ〕		専門家からの助言を受けて、設備投資をより効果的に行いたい方に	○
発展支援長期保証〔はってん〕		まとまった資金調達を行いたい方に	○
短期継続型保証〔たんけい〕		短期資金を反復して利用したい方に	○
自主廃業支援保証		やむを得ず廃業を決断し、円滑な撤退を望む方に	○

保証限度額 (個人・法人)	保証期間	基準信用保証料 (年率) (貸付額に対する料率です)
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45～1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
50万円以上300万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
100万円以上2億8,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
2,400万円以上4億5,000万円	7年	弾力化0.45～1.90%
2億円	1年	0.68%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備15年	1号～4、6号 1.00% 5、7号～8号 0.85%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	10年	0.80%
2億円	10年	2.20%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	3年	1.76%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転5年、設備7年 借換の場合は10年	責任共有 0.45～1.75% 責任共有外 0.50～2.00%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	15年	弾力化0.45～1.90%
3,000万円	7年	弾力化0.45～1.90%
2,000万円	7年	1.00%
2,000万円	7年	弾力化0.50～2.20%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	制度要綱による	弾力化0.45～1.90%
2,000万円	10年	1.00%
1,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45～1.90%
制度要綱による		利用する制度の料率
3,000万円	運転6カ月	弾力化0.45～1.90% (協会割引 0.05%有り)
2億円	運転1年	弾力化0.39～1.62% 0.45～1.90%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転5カ月	弾力化0.45～1.90%
2億円 (2,000万円以上100万単位)	運転15年、設備20年	弾力化0.45～1.90%
各市町村の制度要綱による		各制度要綱による
5,000万円	運転7年、設備12年	弾力化0.45～1.90%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	一括返済 2年 分割返済7年 (設備、運転設備10年)	弾力化0.45～1.90%
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	設備15年	弾力化0.45～1.90% (原則1.15%)
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	20年 (ただし、運転資金は設備に付帯するものに限る)	弾力化0.45～1.90%
2億円	7年	弾力化0.35～1.05%
5,000万円	運転1年	弾力化0.45～1.90%
3,000万円	1年 (終期は解散予定日より前)	弾力化0.45～1.90%

* 制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

中期事業計画 (平成30年度～平成32年度) 【概要】

信用保証協会法の改正等を踏まえ、山形県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の多様なニーズに対応し、中小企業者の振興と発展に貢献する必要がある。

そのために、中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援する。また、関係機関との対話や連携を推進することにより、中小企業者の経営改善及び生産性向上を促すとともに、地方創生にも貢献する。さらに、中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、組織体制の充実かつ強化を図る。

中期事業計画策定にあたり、以上のことを踏まえて、下記について重点的に取り組むものとする。

1 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進

中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援するとともに、中小企業者の経営改善や生産性向上を促すため、金融機関との対話や連携をより一層推進する。

2 中小企業者への経営支援・事業再生支援に関する取り組みの推進

中小企業者の多様なニーズに対応することにより中小企業者の振興と発展に貢献する必要があるため、協会内部の経営支援体制の充実を図るとともに、金融機関や支援機関等と連携して経営支援に取り組んでいく。

3 地方創生への貢献を果たすための取り組みの推進

地方公共団体や金融機関等の関係機関との連携を強化することにより、地方創生に寄与していく。

4 期中管理の充実・強化

金融機関との対話や連携を深めながら、返済緩和先の正常化に向けた支援を進めるとともに、中小企業者の業況の早期把握によるきめ細やかな対応を図ることにより、期中管理の充実及び強化に努めていく。

5 回収の合理化・効率化

関係部門、関係機関及び協会サービサーとの連携を密にすることにより、回収の合理化及び効率化に努める。

6 組織体制の充実・強化

中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、運営規律の強化を図りつつ、業務全般の改善及び効率化を推し進めながら、人材の育成に取り組む。また、中小企業者の多様なニーズに対応するために財政基盤の強化にも努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

平成30年度経営計画【概要】

1 業務環境

(1) 山形県の景気動向

山形県の景気は、設備投資の増加や個人消費の底堅い推移、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかに拡大している。

個人消費は乗用車販売は前年を下回ったが、百貨店やスーパー販売額はウエートの高い飲食料品が堅調に推移している。生産活動は、電子部品等が自動車の電装化や情報家電の高機能化により順調に推移している。住宅建設は、持ち家が前年を上回っているが、貸家や分譲住宅が前年を下回り、全体として前年比マイナスとなっている。雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移し、着実に改善が続いている状況にある。

企業倒産は、金融機関の資金繰り支援策の継続や円安傾向の持続により、件数及び金額ともに減少した。

県内の金融環境は、貸出動向としては、個人向けの貸出が住宅ローンを中心に堅調に推移したほか、企業向けの貸出も増加したため前年を上回ったものの、一方で、貸出金利の低下が一層進んでいる。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

わが国経済は、大企業を中心に好調な企業収益が継続し、雇用・所得環境の改善が続き緩やかに回復しているものの、海外経済の不確実性や今後の政策動向の影響等懸念材料も見られる。

また、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の景況感も総じて改善傾向にあるものの、後継者不足や少子高齢化に伴う人材不足等構造的な問題の影響により、依然として予断を許さない状況が続いている。

(3) 信用保証を取り巻く情勢

平成27年から始まった信用補完制度についての議論を踏まえ、平成29年6月に信用保証協会法等が改正され、平成30年4月から施行されることとなり、保証協会による保証利用企業に対する経営支援や金融機関との連携が新たに規定された。また、この一連の法改正の動きとともに、地域に根ざし公的性質を有する保証協会として、地方創生に一層の貢献を果たしていくことが求められた。

2 業務運営方針

新たに策定した中期事業計画の基本方針を基に、次の課題を本年度の中心に据え、きめ細やかに業務を運営する。

- (1) 地域経済を支える中小企業者の安定的な資金調達を実現するとともに、経営改善や生産性向上を促すため、金融機関との対話や連携をより一層進めていく。また中小企業者のライフステージに合わせ、多様な資金ニーズにもきめ細やかに応えていく。
- (2) 信用保証協会法に規定する保証協会の業務に経営支援業務が追加されたことを受け、中小企業者のパートナーとしての役割をより一層果たしていく。
- (3) 返済条件変更の債務残高は依然として高水準にあることから、返済緩和先の正常化に向けて金融機関との対話や連携を深めていく。
- (4) 求償権回収については、信用補完制度の収支及び協会収支の健全性を維持していくため、回収の合理化及び効率化を推進するとともに、債務者や保証人の実情を踏まえた柔軟な対応に努めていく。
- (5) 中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、経営の透明性及び健全性の確保や職員の能力向上を図ることにより、組織体制を充実かつ強化していく。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	105,000	91.3
保証債務残高	284,000	91.0
代位弁済	5,000	83.3
求償権回収	700	100.0

※平成30年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

平成29年度の主な取り組み

● 中小企業者の課題解決に向けた保証制度の利用促進への取り組み

当協会では、中小企業者を取り巻く経済・金融環境の変化を的確に捉え、課題解決に向けた保証制度の利用促進のため、次の取り組みを行っています。

新規保証推進キャンペーンを実施

当協会では、創業のための資金調達を必要とする方や今まで借入したことがない中小企業者へ新たな信用を創造し、さらなる保証協会利用企業の拡大を図るため、新規保証推進キャンペーンを実施しています。同キャンペーンは、例年4月1日から12月31日の9カ月間内に、新規利用企業者（新規利用または、完済後3年経過後の利用企業）に対する保証承諾の多い金融機関店舗を表彰するものです。この取り組みを通して中小企業者の新たな信用力を創造することに努めています。



提供：山形新聞 平成30年1月23日(火)

短期継続型保証「たんけい」を創設

平成29年9月に金融機関と連携し、反復継続支援を前提とした短期資金の調達による中小企業者の資金繰りの安定化と継続的な経営支援に取り組むための保証制度を創設しました。

平成29年度の同制度の保証承諾額は、8,251百万円（722件）。
本制度により、中小企業者の資金繰り安定に寄与しています。



発展支援長期保証「はってん」を創設

平成29年9月に、中核的役割を担う法人中小企業に対して、大口無担保で長期一括返済を可能とする保証制度を創設しました。

平成29年度の同制度の保証承諾額は、2,095百万円（44件）。

本制度は、中小企業金融の円滑化及び事業の発展に資することを目的としている制度です。



● 研修会・セミナーによるスキルアップの取り組み

中小企業者のニーズに応えるために、当協会主催の研修会や外部講師を招いたセミナーを開催し、各担当者のスキルアップや各支援機関との連携を図る取り組みを行っています。

金融機関職員信用保証業務研修会を開催

金融機関の職員の方に、信用保証業務の内容、及び信用補完制度の趣旨等を理解していただき、信用保証協会の業務の円滑化を図るため「金融機関職員信用保証業務研修会」を開催しております。

平成29年度は7月6日から一泊二日のカリキュラムで実施しました。この研修会は平成2年にスタートしたもので、今回も県内全金融機関から36名の参加をいただきました。



提供：山形新聞 平成29年7月8日(土)



事業承継セミナーの開催

山形県、山形県事業引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、山形県信用保証協会の4機関が共催して、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、平成29年8月下旬に県内4会場において事業承継セミナーを開催しました。セミナーでは弁護士で宮城県事業引継ぎ支援センターの木坂尚文統括責任者から事業承継のポイントや注意点について講演していただいたほか、事業承継を行った経営者をお招きし、事業承継する際に直面した課題やその対応策について講演していただきました。また、セミナー終了後には個別相談会を実施し、4企業から相談を受け付け、事業承継に向けたサポートを行いました。



● 経営支援・創業支援・事業再生支援等への取り組み

当協会では、資金繰り支援にとどまらず、協会内中小企業診断士を中心に、中小企業者の総合支援機関として、経営支援・創業支援・事業再生支援等に積極的に取り組んでいます。

やまがた中小企業支援ネットワーク会議

地域全体での経営支援・再生支援の充実を図るため、参加機関の目線合わせやスキルの向上等を目的とした「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを行っています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており、第2回目のネットワーク会議では、中小企業庁事業環境部金融課の重力芳雄課長補佐をお招きし、「信用補完制度の見直しについて」をテーマに講演していただきました。

また、経営サポート会議については、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業の計画説明、支援に対する目線合わせ等の場を積極的に提供しています。

〈経営サポート会議の取組実績〉

	平成29年度	前年度比
回数	109	+ 1
企業数	64	- 3



提供：山形新聞 平成30年1月12日(金) 朝刊

経営相談会の定期的な開催

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。平成29年10月には山形県中小企業診断協会の後援を得て、外部の中小企業診断士による経営相談会を開催しました。また新たな取り組みとして、よろず支援拠点との共催で平成30年2月に経営相談会を実施しました。

当協会では、中小企業者が抱える経営課題等の解決に向けたサポートを行っています。

専門家派遣事業の推進

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。中小企業者のあらゆる課題に応えるため、課題に即した専門家を県内外から派遣するなど支援内容を充実させ、利便性の向上を図っています。

また、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用し、専門家派遣事業の推進に努めています。

〈専門家派遣事業の取組実績〉

	平成29年度
実施回数	384
企業数	104



創業計画策定支援事業

創業を目指す方が円滑に創業することを支援するため、創業準備段階から保証協会が創業計画策定等を支援する創業計画策定支援事業を行っております。

「創業計画のつくり方がわからない」「創業したけれど売上が伸びない」など、創業に関する様々な課題の解決にむけてサポートしています。

〈創業計画策定支援事業の取組実績〉

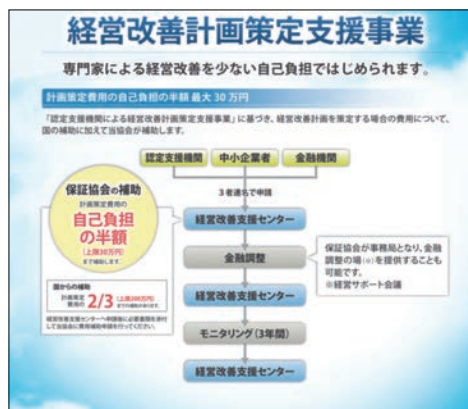
	企業数
平成29年度	4



認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業者が認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に基づき、経営改善計画を策定する際にかかった費用について補助する事業を行っています。

国費補助（3分の2）によらない事業者負担（3分の1）について、当協会が独自に費用補助を行い中小企業の負担を軽減することで、中小企業者の経営改善を支援しています。



● ビジネスマッチング支援への取り組み

当協会では、県外へ自社の商品や技術をPRしたい中小企業者に対し、県外企業とのビジネスマッチング支援を行い、事業の更なる拡大・発展に取り組んでいます。

OSAKAビジネスフェア ものづくり展2017への参加

大阪信用保証協会主催による「OSAKAビジネスフェア ものづくり展2017」へ、平成29年11月22日に県内企業の2社とともに参加しました。このものづくり展では、優れた技術や魅力ある商品等を有する事業者の方に、自社をPRする機会と出展企業間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただくことを目的としています。出展企業の2社ともにビジネスフェアへの出展成果があったとの回答を頂いております。



● 信用保証協会の認知度向上に向けた取り組み

中小企業者や金融機関などに協会のことを知ってもらい、より身近な存在になるため、広報活動などの取り組みを行っています。

広報グッズの作成

当協会では、保証協会について事業者のみならず知ってもらうため、企業訪問をする際に広報グッズの配布を実施しています。フェイスタオルやボールペンの他に、当協会のブランドメッセージ「企業のちかくで、事業のちからに。」をプリントしたクリアファイルを作成しました。

あわせて、各種チラシや当協会独自ポスターを作成し、各金融機関にも配布することで保証協会との連携がより円滑に図られるよう周知に努めています。



ポスター



フェイスタオル



クリアファイル



ボールペン

● 社会貢献活動への取り組み

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

地域貢献活動 ～山形まるごとマラソンへのボランティア参加～

地域貢献活動の一環として、平成29年10月1日(日)に山形市で開催された「第5回山形まるごとマラソン」のコース内給水所運営ボランティアとして、役職員14名が参加しました。この大会は、山形市中心部の名所旧跡を巡るコースのため人気が高く、例年募集開始から数日で定員となるほどです。今年も県内外から約5,000人のランナーが参加、当協会からも3人がエントリーしました。

大会は約300人のボランティアに支えられており、当協会はゴールまで残り3kmの地点にある第6給水所の給水係を担当しました。最後の力を振り絞って走るランナーに精一杯の声援を送り続けました。



募金活動 ～各種団体が実施する募金活動への協力～

社会貢献活動の一環として、従前から各種団体が実施する募金活動に協力しております。

このような取り組みが評価され、平成29年度には、県内の森林整備等に活用される「緑の募金」を実施する（公財）山形県みどり推進機構から感謝状をいただきました。

今後も「緑の募金」をはじめ、各種団体が実施する募金活動に引き続き協力してまいります。



平成29年度事業報告

● 事業概況

1 事業方針

平成29年度は、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の多様な資金ニーズに合わせた政策保証、借換保証などの金融支援策の推進に努めたほか、「顔の見える協会」を目指して企業訪問や広報活動にも積極的に取り組みました。

また、協会内中小企業診断士の活用によりコンサルティング機能を充実させ、経営支援・創業支援・事業再生支援等に積極的かつ能動的に取り組むとともに、代位弁済後においては、適時適切な措置による効率的な回収に取り組みました。

さらに、中小企業者を取り巻く経営環境を的確に把握し、信用保証協会としての役割を果たしていくため、平成27年度に策定した中期事業計画及び平成29年度経営計画の戦略目標に沿い、以下の8項目を重点項目として業務に取り組みました。

- ① 中小企業者の課題解決に向けた保証制度の利用促進
- ② 金融機関や経営支援機関と連携した創業や事業承継等の支援
- ③ 中小企業者への積極的なアプローチと多様な資金ニーズに合わせた的確かつきめ細やかな対応
- ④ 協会内中小企業診断士の活用と専門家派遣事業の推進によるコンサルティング機能の充実とサポート体制の確立
- ⑤ 金融機関・商工団体・行政・大学等との連携強化による経営支援機能の拡充
- ⑥ 経営改善の早期着手及び金融支援と経営支援の一体的な取組みの推進
- ⑦ 適時適切な措置による回収の促進及び効率化
- ⑧ 経営の透明性・健全性の確保、職員の能力発揮に向けた職場環境の整備及び中小企業者の発展を支えるための業務改善への取組み

2 業 績

（金額単位：千円）

項 目		平成29年度 (64期)	平成28年度 (63期)	前 年 度 比	
				増 減 (△)	比 率 (%)
保 証 申 込	件 数	10,320	11,364	△ 1,044	90.8
	金 額	104,929,133	117,808,212	△ 12,879,080	89.1
保 証 承 諾	件 数	10,313	11,357	△ 1,044	90.8
	金 額	104,795,583	117,836,093	△ 13,040,510	88.9
保証債務残高	件 数	34,641	36,552	△ 1,911	94.8
	金 額	306,618,312	331,137,634	△ 24,519,322	92.6
保証債務 平均残高	件 数	35,261	37,520	△ 2,259	94.0
	金 額	314,103,472	342,730,160	△ 28,626,688	91.6

(1) 保 証 () は前年度比

① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は10,320件 (90.8%) で、104,929,133千円 (89.1%)、保証承諾は10,313件 (90.8%) で、104,795,583千円 (88.9%) となりました。

また、保証債務残高は34,641件 (94.8%) で、306,618,312千円 (92.6%) となりました。

② 保証承諾の内容

項 目	区 分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.1%
	地方銀行	46.6%
	第二地方銀行協会加盟行	26.5%
	信用金庫	18.6%
	信用組合	7.3%
	政府系金融機関	0.9%
金額別	5,000千円以下	15.2%
	5,000千円超10,000千円以下	15.2%
	10,000千円超50,000千円以下	56.4%
	50,000千円超80,000千円以下	5.6%
	80,000千円超 1 億円以下	2.4%
	1 億円超	5.2%
	1 件平均保証承諾額 10,162千円 (97.9%)	
期間別	6 カ月以内	21.0%
	6 カ月超 1 年以内	14.2%
	1 年超 3 年以内	27.5%
	3 年超 5 年以内	5.4%
	5 年超 7 年以内	13.8%
	7 年超 10 年以内	12.2%
	10 年超	5.8%
	1 件平均保証期間 3 年 4 カ月 (+ 1 カ月)	
資金用途別	運転資金	58.5%
	設備資金	9.7%
	運転設備資金	31.9%
業種別	卸・小売業	29.9%
	建設業	27.9%
	製造業	22.9%
	サービス業	12.3%
	その他	7.0%

(2) 代位弁済及び求償権の管理 () は前年度比

① 代位弁済

代位弁済は339件(89.0%)で、4,137,736千円(89.5%)となり、件数で42件減少し、金額で484,668千円減少しました。

また、1件平均代位弁済額は、12,206千円(100.6%)となりました。

なお、企業者数は135企業で、1企業当たりの代位弁済口数では2.5口となり、同代位弁済額は30,650千円(80.2%)となりました。

② 回収

回収は112件(145.5%)で、1,278,780千円(153.4%)となりました。

③ 求償権償却

求償権の償却は329件、2,853,114千円、期末求償権は167件(96.0%)で、1,754,500千円(219.6%)となりました。

3 事業展望

県内の景気は緩やかな拡大が続いており、企業倒産についても落ち着いた動きとなっています。しかしながら中小企業者の景況感は、改善傾向に陰りがでてきており、また後継者不足や人材不足等の影響もあることから、依然として予断を許さない状況が続いています。

このような中、平成29年6月に信用保証協会法等が改正され、信用保証協会の業務に中小企業者に対する経営支援が追加されるとともに、業務の運営に当たっては金融機関と連携することが新たに規定され、平成30年4月から施行されています。

これらを踏まえ、当協会では中小企業者のライフステージや多様なニーズに対応し、地域の振興と発展に貢献するため、中小企業者に寄り添い、安定的な資金調達を支援していきます。また、金融機関をはじめとする関係機関との対話と連携により、中小企業者の経営改善及び生産性向上を促すとともに、創業支援や事業承継支援など地方創生に寄与する取組みを推進していきます。

この方針の下、信用保証協会としての役割を果たすべく、中小企業者を取り巻く経営環境を的確に把握し、積極的かつきめ細やかな対応を心がけ、併せて経営の透明性・健全性の確保を十分に考慮しつつ、中小企業者の多様で活力のある成長・発展を支援していくこととします。

● 基本財産

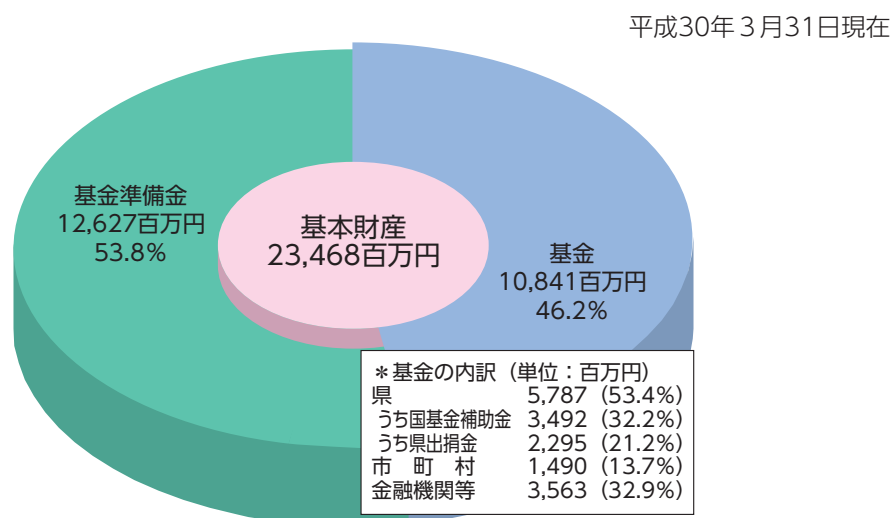
基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。平成29年度末の保証債務残高は3,066億円の基本財産234億円の13.1倍となっています。

基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》… 県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》… 毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分



平成29年度の基本財産造成

平成29年度の収支差額545,666千円のうち、275,666千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、平成29年度の基本財産は、23,468,099千円となりました。

基本財産の推移

(単位: 千円)

項目	平成29年度 (64期)	平成28年度 (63期)	平成27年度 (62期)	平成29年度－平成28年度 (64期) (63期)
基金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
基金準備金	12,627,371	12,351,705	12,015,485	275,666
基本財産	23,468,099	23,192,433	22,856,213	275,666

● 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	306	基 本 財 産	23,468,099
現 金	306	基 金	10,840,728
小 切 手	0	基 金 準 備 金	12,627,371
預 け 金	10,084,180	制 度 改 革 促 進 基 金	22,475
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,743,000
普 通 預 金	774,040	責 任 準 備 金	1,843,651
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	578,985
定 期 預 金	9,300,000	退 職 給 与 引 当 金	746,620
郵 便 貯 金	10,140	損 失 補 償 金	396,205
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	306,618,312
有 価 証 券	24,819,420	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	13,610,751	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	11,205,669	借 入 金	0
株 式	3,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	748,336	雑 勘 定	3,974,257
事 業 用 不 動 産	661,950	仮 受 金	35,444
事 業 用 動 産	86,386	保 険 納 付 金	44,568
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	1,543
損 失 補 償 金 見 返	396,205	未 経 過 保 証 料	3,881,823
保 証 債 務 見 返	306,618,312	未 払 保 険 料	2,778
求 償 権	1,754,501	未 払 費 用	8,101
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	970,344		
仮 払 金	3,546		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	133,932		
連 合 会 勘 定	4,325		
未 収 利 息	33,216		
未 経 過 保 険 料	795,325		
合 計	345,391,605	合 計	345,391,605

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

貸借対照表の用語解説

借 方	貸 方
<p>現金・預け金</p> <p>保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。</p>	<p>基本財産</p> <p>基本財産 一般企業の資本金に相当するものです。 地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。</p>
<p>有価証券</p> <p>安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。</p>	<p>制度改革促進基金</p> <p>制度改革促進基金 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。</p>
<p>損失補償金見返</p> <p>貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。</p>	<p>収支差額変動準備金</p> <p>収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。</p>
<p>保証債務見返</p> <p>貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。</p>	<p>責任準備金</p> <p>責任準備金 将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。</p>
<p>求償権</p> <p>金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失補償金償却・自己償却分）を控除した金額です。</p>	<p>退職給与引当金</p> <p>退職給与引当金</p>
<p>未経過保険料</p> <p>当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。</p>	<p>損失補償金</p> <p>損失補償金 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。</p>
<p>現金・預け金</p> <p>現金・預け金</p>	<p>保証債務</p> <p>保証債務 保証債務残高を計上しています。</p>
<p>有価証券</p> <p>有価証券</p>	<p>借入金</p> <p>借入金 日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。 ※当協会では借入金はありません。</p>
<p>不動産等</p> <p>不動産等</p>	<p>未経過保証料</p> <p>未経過保証料 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。</p>
<p>損失補償金見返</p> <p>損失補償金見返</p>	<p>その他</p> <p>その他</p>
<p>保証債務見返</p> <p>保証債務見返</p>	<p>その他</p> <p>その他</p>
<p>求償権</p> <p>求償権</p>	
<p>未経過保険料</p> <p>未経過保険料</p>	
<p>その他</p> <p>その他</p>	

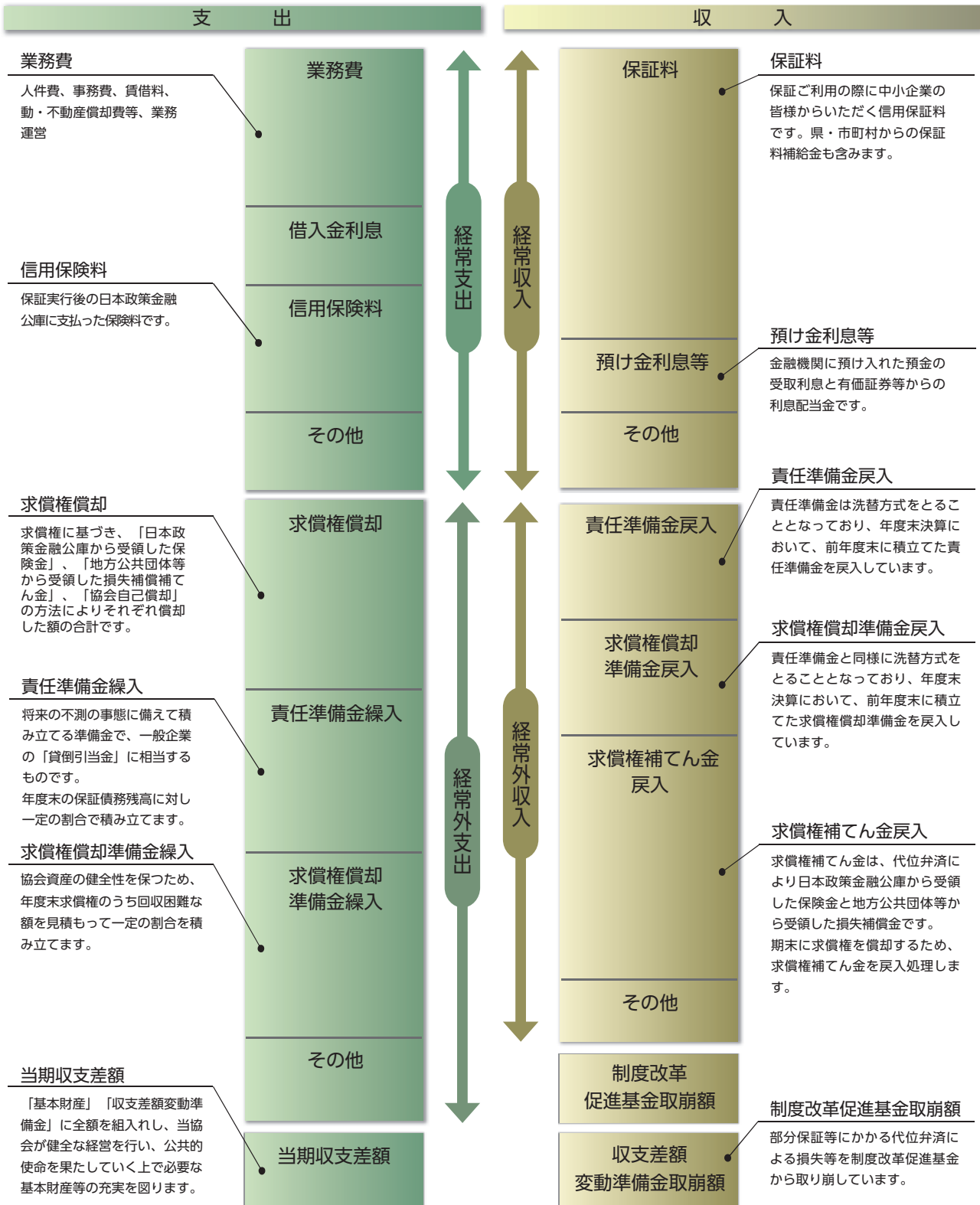
● 収支計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	2,791,679	経常収入	3,634,124
業 務 費	1,120,823	保 証 料	3,089,355
借入金利息	0	預 け 金 利 息	4,370
信用保険料	1,647,386	有価証券利息・配当金	190,409
責任共有負担金納付金	0	調 査 料	0
雑 支 出	23,470	延 滞 保 証 料	3,442
		損 害 金	27,565
		事 務 補 助 金	39,680
		責 任 共 有 負 担 金	248,938
		雑 収 入	30,364
経常収支差額	842,445		
経常外支出	5,278,835	経常外収入	4,861,132
求 償 権 償 却	2,853,114	償 却 求 償 権 回 収 金	217,434
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	1,989,916
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	263,675
雑 勘 定 償 却	2,897	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	2,389,873
退 職 金	0	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,843,651	そ の 他 収 入	235
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	578,985		
そ の 他 支 出	187		
経常外収支差額	△ 417,702		
制度改革促進基金取崩額	120,923		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	545,666		
収支差額変動準備金繰入額	270,000		
基本財産繰入額	275,666		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

収支計算書の用語解説

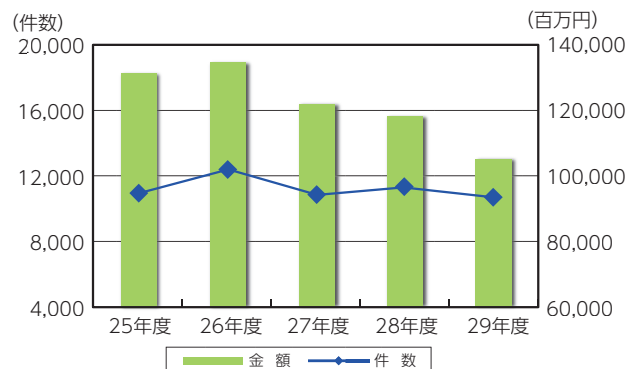


統計

● 信用保証業務の推移（過去5年間）

保証承諾

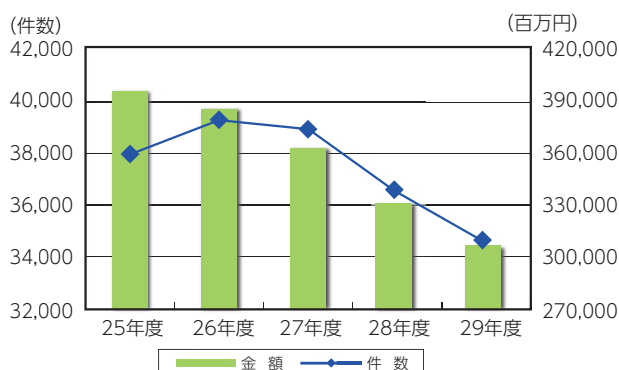
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
25年度	10,955	131,308	96.6
26年度	12,439	134,703	102.6
27年度	10,879	121,111	89.9
28年度	11,357	117,836	97.3
29年度	10,313	104,796	88.9



中小企業者の資金ニーズに合わせた政策保証、借換保証等による資金繰り支援を積極的に行ったが、低金利を背景とした信用保証料の負担感等の環境変化もあって前年度より減少したが、6年連続で東北最多となった。

保証債務残高

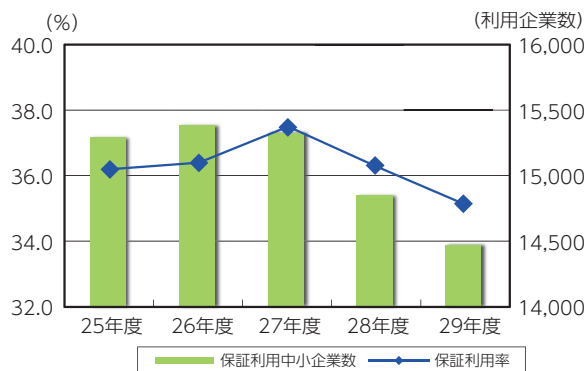
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
25年度	37,913	394,873	96.9
26年度	39,236	384,297	97.3
27年度	38,810	361,706	94.1
28年度	36,552	331,138	91.6
29年度	34,641	306,618	92.6



保証承諾以上に既存保証債務の償還が進んだことから、件数では約1,900件（△5.2%）、残高では約245億円（△7.4%）それぞれ減少した。

保証利用率・保証利用中小企業数

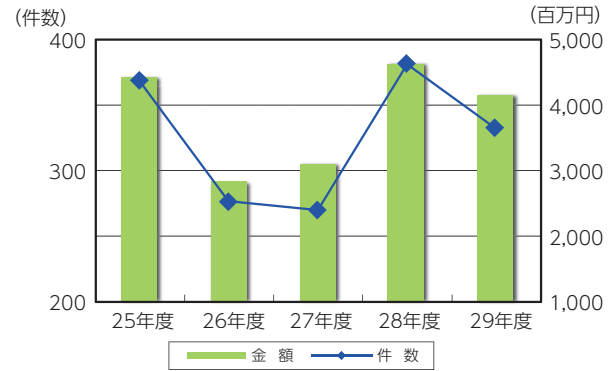
	保証利用率	保証利用 中小企業数	前年度比(%)
25年度	36.2	15,289	98.1
26年度	36.4	15,381	100.6
27年度	37.5	15,324	99.6
28年度	36.3	14,851	96.9
29年度	35.4	14,458	97.4



低金利を背景とした信用保証料の負担感等の環境変化の影響を受け、保証利用率及び利用企業数ともに減少した。

代位弁済〈元利合計〉

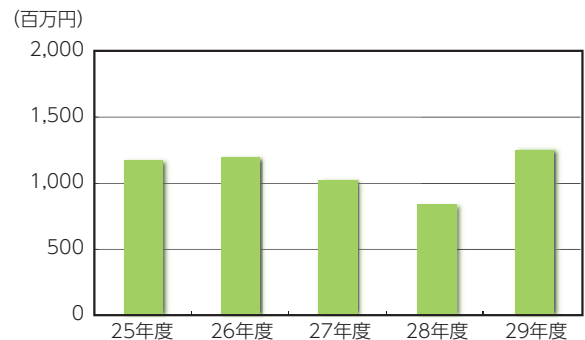
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
25年度	369	4,429	118.1
26年度	277	2,838	64.1
27年度	270	3,089	108.8
28年度	381	4,622	149.6
29年度	339	4,138	89.5



返済条件変更への柔軟な対応などにより代位弁済は低水準で推移しており、平成28年度は一時的に前年度比増加したが、平成29年度は件数・金額ともに減少した。

回収金額〈対債務者元金〉

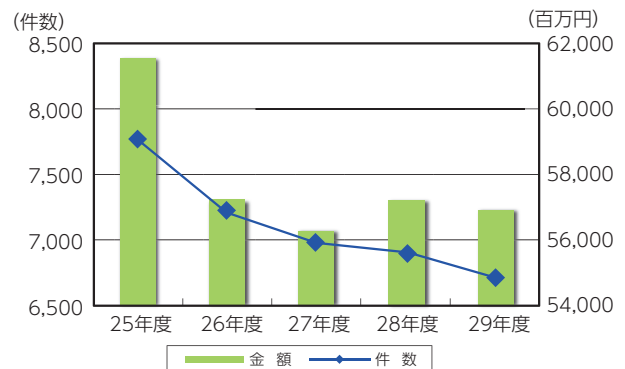
	金額 (百万円)	前年度比(%)
25年度	1,173	98.0
26年度	1,194	101.8
27年度	1,018	85.3
28年度	833	81.8
29年度	1,279	153.4



連帯保証人の非徴求や無担保化等、回収環境が厳しいことから、近年は減少傾向が続いているが、平成29年度は関係部署との連携強化による早期回収及び任意処分を優先した物件処分等により、前年度を大幅に上回る回収実績となった。

求償権残高〈対債務者〉

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
25年度	7,763	61,541	102.4
26年度	7,218	57,236	93.0
27年度	6,985	56,276	98.3
28年度	6,904	57,192	101.6
29年度	6,704	56,846	99.4



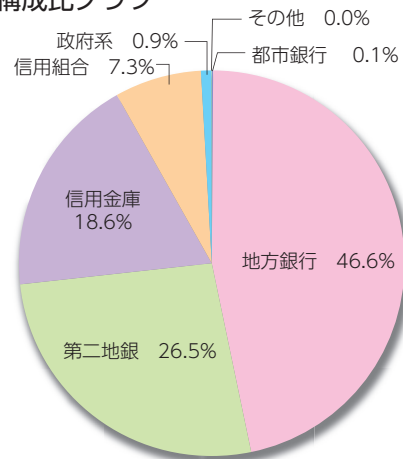
平成28年度は代位弁済額の増加により求償権残高も増加したが、平成29年度は代位弁済額の減少により求償権残高も減少した。

● 金融機関別保証状況 (平成29年度)

保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	8	129	67.0
地方銀行	4,506	48,838	75.4
第二地銀	2,195	27,802	94.8
信用金庫	2,312	19,459	122.3
信用組合	1,253	7,627	116.9
政府系	36	913	77.6
その他	3	27	134.8
合計	10,313	104,796	88.9

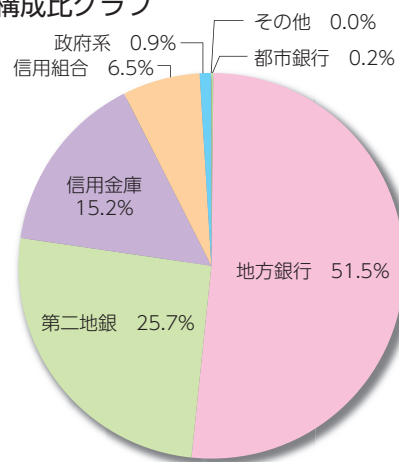
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	30	514	67.0
地方銀行	15,528	157,826	90.1
第二地銀	7,724	78,721	91.2
信用金庫	7,107	46,655	101.7
信用組合	4,041	19,923	99.3
政府系	200	2,892	101.7
その他	11	88	123.9
合計	34,641	306,618	92.6

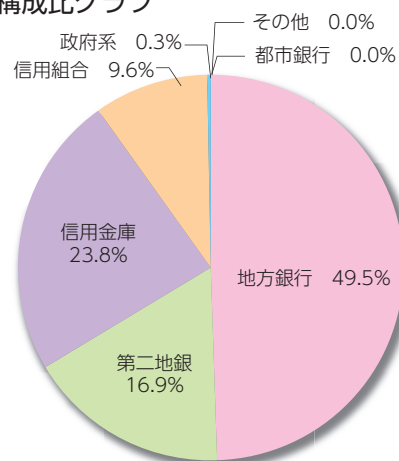
■金額構成比グラフ



代位弁済 (元利合計)

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	-
地方銀行	131	2,047	92.2
第二地銀	65	699	50.3
信用金庫	98	983	130.4
信用組合	41	397	189.0
政府系	4	12	24.6
その他	0	0	-
合計	339	4,138	89.5

■金額構成比グラフ



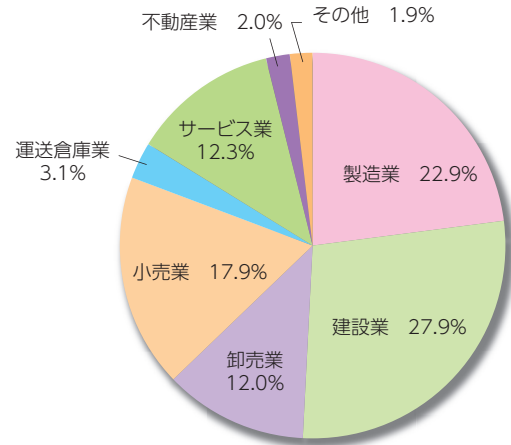
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

● 業種別保証状況 (平成29年度)

保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	1,865	24,045	88.0
建設業	3,046	29,210	90.9
卸売業	942	12,575	86.8
小売業	2,503	18,771	88.5
運送倉庫業	201	3,217	77.7
サービス業	1,419	12,900	91.4
不動産業	205	2,094	73.0
その他	132	1,983	130.0
合計	10,313	104,796	88.9

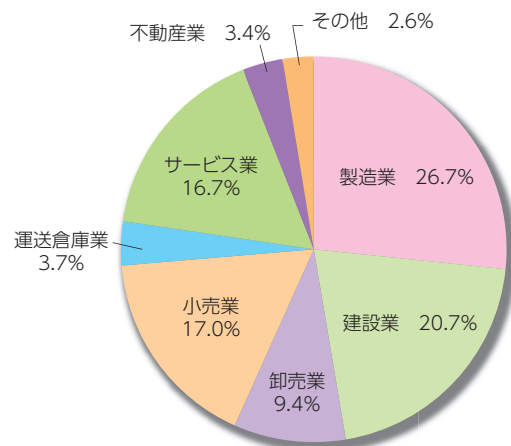
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	7,068	81,725	92.3
建設業	8,727	63,463	93.7
卸売業	2,740	28,681	90.4
小売業	8,404	51,988	94.0
運送倉庫業	919	11,274	90.1
サービス業	5,485	51,171	92.0
不動産業	833	10,333	89.1
その他	465	7,982	98.4
合計	34,641	306,618	92.6

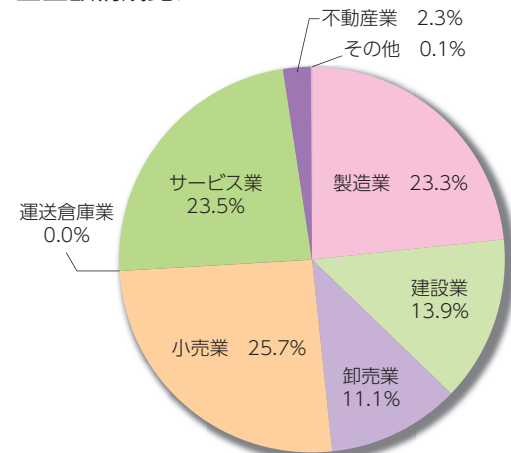
■金額構成比グラフ



代位弁済 (元利合計)

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	77	965	108.6
建設業	43	574	62.8
卸売業	36	460	177.8
小売業	120	1,065	151.7
運送倉庫業	0	0	-
サービス業	56	973	59.5
不動産業	6	96	85.7
その他	1	4	3.7
合計	339	4,138	89.5

■金額構成比グラフ



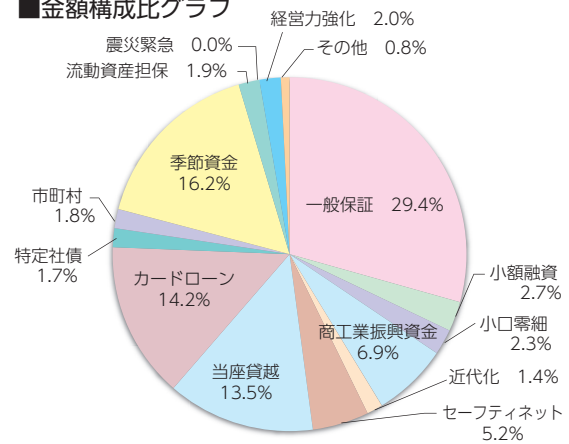
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

● 制度別保証状況 (平成29年度)

保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	2,459	30,777	116.8
小額融資	415	2,850	81.6
小口零細	964	2,442	93.9
商工業振興資金	325	7,196	86.4
近代化	199	1,519	153.6
セーフティネット	200	5,419	67.9
当座貸越	611	14,114	72.3
カードローン	3,362	14,933	78.9
特定社債	33	1,816	64.9
市町村	223	1,836	92.0
季節資金	1,352	17,029	88.1
流動資産担保	37	1,989	90.1
震災緊急	0	0	-
経営力強化	87	2,048	105.4
その他	46	828	60.9
合計	10,313	104,796	88.9

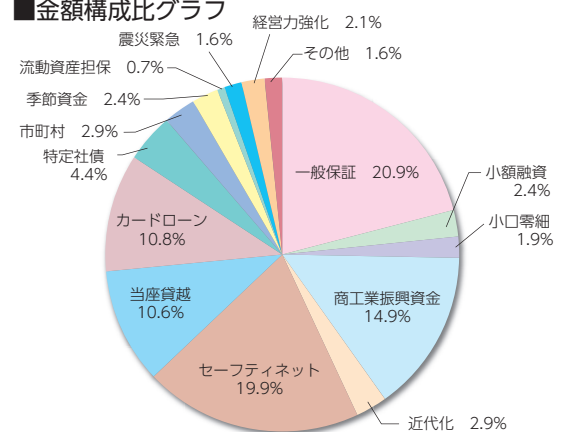
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	6,317	64,233	109.6
小額融資	2,023	7,413	96.4
小口零細	4,136	5,931	98.7
商工業振興資金	2,886	45,562	93.6
近代化	948	8,791	99.0
セーフティネット	5,801	60,975	78.0
当座貸越	1,447	32,357	94.3
カードローン	7,471	33,068	97.7
特定社債	265	13,607	89.8
市町村	1,543	8,942	88.4
季節資金	609	7,398	84.4
流動資産担保	40	2,124	93.4
震災緊急	497	4,889	70.2
経営力強化	333	6,449	101.3
その他	325	4,881	93.2
合計	34,641	306,618	92.6

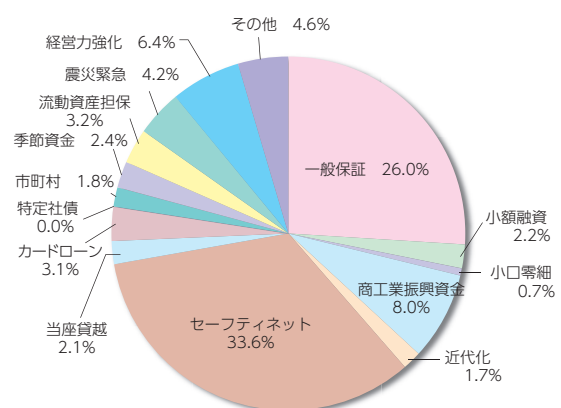
■金額構成比グラフ



代位弁済 (元利合計)

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	81	1,075	109.6
小額融資	21	90	79.4
小口零細	17	27	63.4
商工業振興資金	20	333	71.8
近代化	20	71	28.2
セーフティネット	77	1,391	79.6
当座貸越	7	87	158.5
カードローン	39	129	121.7
特定社債	0	0	-
市町村	9	73	259.4
季節資金	11	99	65.1
流動資産担保	2	132	315.1
震災緊急	10	175	63.9
経営力強化	11	264	141.1
その他	14	190	108.8
合計	339	4,138	89.5

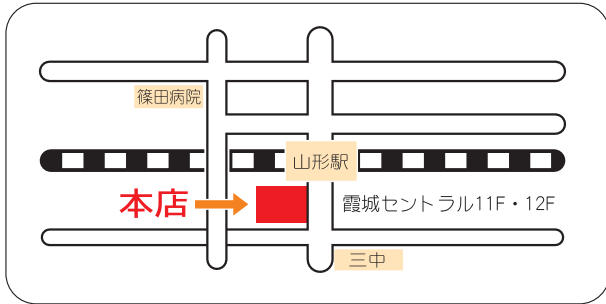
■金額構成比グラフ



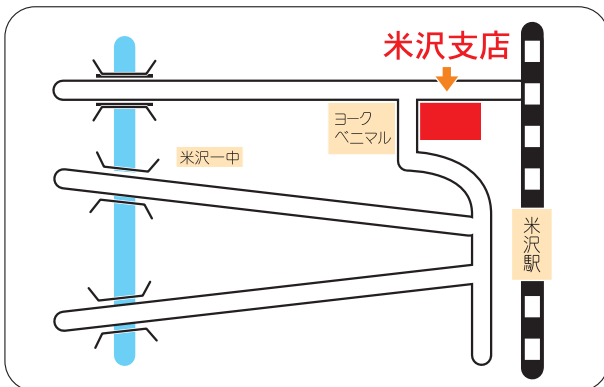
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

営業店舗のご案内

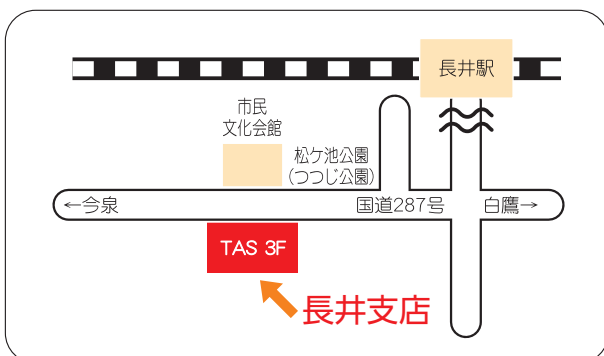
- ◎**本店** 〒990-8580
山形市城南町一丁目1番1号
霞城セントラル内
- | | |
|---------------------------|------------------|
| 12F 総務部 (総務統括課) | TEL 023-647-2245 |
| (システム経理課) | TEL 023-647-2246 |
| 企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課) | TEL 023-647-2247 |
| 11F 管理部 (管理回収課) | TEL 023-647-2241 |
| (代位弁済課) | TEL 023-647-2248 |
| 総務部・企業支援部・管理部 | FAX 023-647-3201 |
| 11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) | TEL 023-647-2240 |
| | FAX 023-646-2883 |



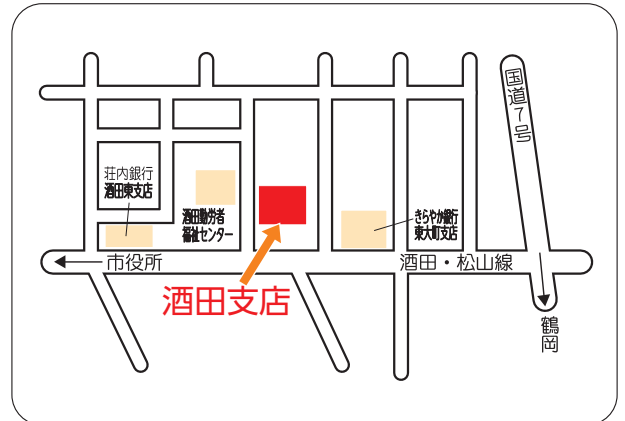
- ◎**米沢支店** 〒992-0027
米沢市駅前三丁目1番91号
TEL 0238-23-7630
FAX 0238-24-5647



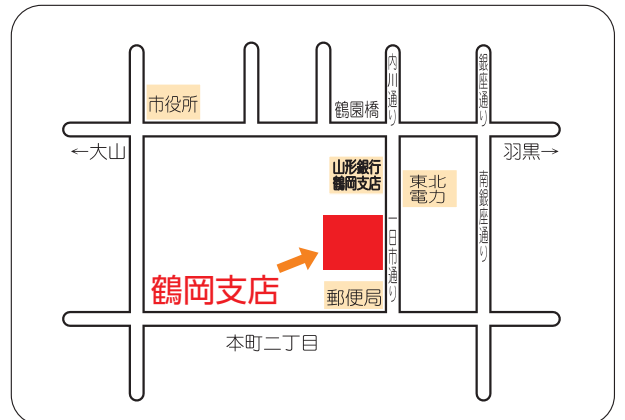
- ◎**長井支店** 〒993-0011
長井市館町北6番27号
TEL 0238-84-1674
FAX 0238-84-1012



- ◎**酒田支店** 〒998-0858
酒田市緑町20番60号
TEL 0234-22-7644
FAX 0234-24-3315



- ◎**鶴岡支店** 〒997-0034
鶴岡市本町二丁目7番5号
TEL 0235-22-6122
FAX 0235-24-6388



- ◎**新庄支店** 〒996-0031
新庄市末広町8番21号
TEL 0233-22-3171
FAX 0233-22-7035

